

第1回下野市消費生活検討委員会 会議録

日 時	平成27年8月31日（金） 午前10時00分～午前11時30分
場 所	下野市保健福祉センター ゆうゆう館 会議室
出席委員	白石智則委員、片根稔委員、青柳庄一委員、佐藤一義委員（代理 舘野利夫）、津野田久江委員、隅谷サヨ子委員、本多絵美委員、河又敏子委員、生井真澄委員、石川美佐子委員、大沼ヨシ子委員、保沢明委員、橋本幸昌委員、坂本順子委員、福田一也委員
欠席委員	—
出席者	広瀬寿雄市長
事務局	渡辺房男市民生活部長、篠崎安史安全安心課長、木村みどり副主幹
傍聴者	1名

○次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員長・副委員長の選任
- 5 委員長あいさつ
- 6 議事
 - (1) 消費生活検討委員会の役割と今後のスケジュールについて
 - (2) 市消費者行政の概要の報告について
 - (3) 市消費生活基本計画における施策の取り組み状況の報告について
 - (4) その他
- 7 閉会

○開会

（事務局） ただいまより第1回下野市消費生活検討委員会を開会する。

○委嘱状交付

（事務局） はじめに広瀬市長から委嘱状の交付を行う。皆様を代表して、白鷗大学の白石智則様へ委嘱状を交付させていただく。

〔委嘱状交付〕

○市長あいさつ

（事務局） 続いて広瀬市長からごあいさつ申し上げます。

（広瀬市長） 皆様には大変お忙しい中お越しいただき、第1回下野市消費生活検討委員会を開会できることをお礼申し上げます。また、代表して白石先生に委嘱状を交付させていただいたが、皆様に委員をお受けいただいたことに厚くお礼申し

上げる。

毎年、消費者トラブルや悪質商法による被害が急増している。どのような状況でどのような被害が起こっているのかなど、情報交換をしながらしっかり対策を立てていかなければ、さらに被害が拡大する状況にある。

本市では、平成24年4月に、平成27年度までを計画期間とした「下野市消費生活基本計画」を策定し、現在はPDCAのDの部分でこれを実行している状況である。このような状況の中で、皆様には計画の進捗状況をチェックしていただき、様々な事例や事犯をもとに、将来に向けた新しい問題や目的を検討いただき、次なるアクション、次なる施策の展開へ繋げていただくという、大変重要な委員会になると思われる。

市の消費生活相談状況を見ると、40～60歳代の働き盛りの年代からの相談件数が多くなっており、また悪質な商法としては高齢者を狙って不安を煽るといったようなものが増えている。地域社会で温かく見守りながら、地域に住んでいる者が皆幸せに暮らせるような環境をつくっていきたいと考えている。

委員の皆様にはお忙しい中ご苦勞をおかけするが、様々な角度から検証いただき、情報交換をしながら、将来をしっかりと見据えた、また地域にあった計画を作っていただくようお願い申し上げます。

(事務局) 市長は公務によりここで退席させていただきます。

(事務局) ここで、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたい。

〔委員名簿順に自己紹介〕

続いて、事務局職員より自己紹介をさせていただきます。

〔職員自己紹介〕

○委員長・副委員長の選任

(事務局) 委員長が決まるまでの間、渡辺市民生活部長が仮議長を務めさせていただきます。

(市民生活部長) 市消費生活検討委員会条例第4条第1項の規定により、「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める」こととなっているが、委員の皆様のご意見を伺う。

(津野田委員) 事務局から案があれば伺いたい。

(事務局) 委員長には白鷗大学の白石委員はいかがか。また、副委員長には、現「下野市消費生活基本計画」策定時においても委員としてご尽力いただいた片根委員をお願いしてはいかがか。

(市民生活部長) 事務局より、委員長に白石委員を、副委員長に片根委員をとの提案があったが、委員の皆様いかがか。

(委員) <異議なし>

(市民生活部長) それでは、委員長及び副委員長が選任されたので、ここで仮議長の席を降りる。

○委員長あいさつ

(事務局) ここで委員長からごあいさつをいただきたい。
(白石委員長) これから皆様のご協力を仰ぎながら、下野市のより良い消費者行政に貢献できればと思うので、よろしくお願ひしたい。

(事務局) 続いて、会議等の公開についてご説明させていただく。
・委員会の会議は原則公開とする。
・希望者には傍聴を認めることとする。
・会議終了後、事務局において会議録を作成する。
・委員長は、毎回の会議において会議録署名人2名を指名する。
・会議録及び会議資料は、会議終了後、市ホームページにおいて公開する。

(事務局) 市消費生活検討委員会条例第5条第1項の規定により、この後の議事進行を、白石委員長にお願いする。

(白石委員長) 最初に、会議成立、会議録署名人、会議の傍聴について確認させていただく。本日は委員全員が出席しており、委員定数15名のうち、過半数以上の委員が出席しているため、市消費生活検討委員会条例第5条第2項の規定により、会議は成立する。
本日の会議録署名人は、名簿順で、片根委員、青柳委員にお願いする。
本日の会議の公開についてお諮りする。本日の会議を公開することで、ご異議はないか。

(委員) <異議なし>

(白石委員長) それでは、原則どおり公開とする。

(白石委員長) 議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いする。

(事務局) [配布資料の確認]

○議事

(1) 消費生活検討委員会の役割と今後のスケジュールについて

(白石委員長) 議題1について、事務局より説明をお願いする。

(事務局) 委員会の役割について、市消費生活検討委員会条例に基づき説明。
今後のスケジュールについて説明(資料1)。

(白石委員長) 事務局から説明があった消費生活検討委員会の役割と今後のスケジュールについて、委員の皆様からご質問やご意見をいただきたい。

(委員) [意見なし]

(白石委員長) よろしければ、次の議題に移る。

(2) 市消費者行政の概要の報告について

(白石委員長) 議題2について、事務局に説明をお願いする。

- (事務局) 市消費者行政の概要の報告について説明(資料2)。
- (白石委員長) 市消費者行政の概要について、事務局から報告いただいた。委員の皆様からご質問やご意見をいただきたい。
- (隅谷委員) 統計結果はわかったが、相談があった件数と実際に被害に遭った件数は異なると思う。例えば、高齢者は、被害に遭ってもなかなか自分から勇気を出して連絡することができないということがあると思う。被害状況を確認し、実態を把握することはできないのか。
- (事務局) 消費者が被害やトラブルに遭っても、本人や周りの方からの相談がないと被害を把握できないというのが現状である。このため、特に高齢者への日頃の啓発活動や見守り活動が重要であり、それによって高齢者の消費者被害の未然防止と早期解決に繋げていきたいと考えている。
- 被害が少なく、その結果相談も少ないということが一番良いことであるが、被害に遭っているのに相談先がわからない、相談できる人がいないという理由で相談件数が少ないということであれば、それは良くないことである。被害に遭った時の相談先として、消費生活センターの周知にさらに力を入れていきたい。
- (白石委員長) 40～60歳代からの相談件数が多いのは、消費活動が盛んということもあると思うが、どこに相談すれば良いのかをわかっているということも大きいと思う。私の大学の20代の学生達もしょっちゅういろんなトラブルに巻き込まれていて、どこに相談していいかわからずに、専門外のことであっても私のところに相談しに来たりする。やはり、これから啓発や教育に力を入れていかなければいけないと感じている。
- 他に意見は無いか。無いようであれば、次の議題へ移る。

(3) 市消費生活基本計画における施策の取り組み状況の報告について

- (白石委員長) 議題3について、事務局に説明をお願いします。
- (事務局) 市消費生活基本計画における施策の取り組み状況について説明(資料3)。
- (白石委員長) 詳細な説明をいただいたが、個人的な感想としては、取り組みそのものというよりも、基となる計画そのものが、項目の重複等が多く分かりづらいので、今後改めて行く必要があると感じている。
- それでは、市消費生活基本計画における施策の取り組み状況について、ご質問やご意見はあるか。
- (青柳委員) 消費生活検討委員会でこれから検討して行くということだが、15名で取り組んで行くには範囲が広すぎるので、いくつかの会に分けて協議した方が良いのではないか。
- (白石委員長) この委員会の目的は、消費生活検討委員会条例の第2条に定められているが、私としては、まずはこの計画の見直しが1番の目的だと理解している。
- そして(1)計画の見直しと(2)そのもととなる条例の検討について、これから全体で話し合っていくということによろしいのではないか。それから、(3)その他消費生活事業に関してということだが、確かに範囲が広過ぎて

どこまでやればいいのかわからない、個別に分けて検討した方が良いという意見もわかるが、私としてはとりあえず（１）と（２）の目的に全力を注いでいければよいと考えている。事務局から説明があればお願いしたい。

（事務局） 検討する内容の範囲が広いという意見をいただいたが、計画については一からの策定ということではなく、平成２４年度から２７年度までを実施期間とした現在の計画が既にできているので、これを基本として新たなトラブル等社会情勢の変化を反映したり、法律改正を加味した内容を追加したり、または修正したりということで考えているので、ご協力願いたい。

（白石委員長） まずは大きな問題点から検討いただくということで、よろしいか。
それでは、他にご質問やご意見等があればお願いしたい。

（隅谷委員） 説明の中で、取り組んだ状況の一つ一つ押さえていったわけだが、これから検討を進めていく中で、次からの計画に反映していくためにも、今までやってきた中で不十分だった事や課題などがあれば教えてほしい。

（事務局） 資料３については、実際にこれまでやってきた内容についての報告であり、やらなかったことや足らなかったことについては載せていない。これまでの問題点や課題等、また改善すべき点等について、これから担当課に確認し調整して、次回の会議には委員の皆様にお知らせできるようにしたい。また、この検討委員会は市民の皆様から委員として出ている会議なので、これから市民目線で皆様から活発なご意見をいただきながら次期計画に反映させていきたいので、よろしく願いたい。

（白石委員長） これからの計画の改定作業の中で、市側からも委員の皆様からも情報提供いただきながら進めていければと思うが、よろしいか。
他にご質問やご意見等があれば伺いたい。

（片根委員） 現在の計画策定時には、私も委員として関わらせていただき、良い内容の計画が出来上がったが、ごく最近身近な方が株式の投資詐欺で多額な金額のお金をとられたという事例があった。このような内容についても、今後の会議の中で話し合ってもいいと思う。

（白石委員長） そのような情報があったら、今後の会議の中でも出していただいて計画策定に役立てていただけたらと思う。
他にご意見があれば伺いたい。

（本多委員） 資料２で市の消費生活相談状況についての統計が出されているが、壮大な計画を検討していくためには、どのようなことから被害が多くなっているのかももう少し具体的に状況を把握する必要がある。どのような相談が多いのか、さらに詳細な相談内容を提供されたい。

（事務局） 次回までにまとめて、情報提供させていただく。

（白石委員長） では、次回以降に情報提供していただくということでよろしいか。
他に何かご意見は無いか。

それでは、私から意見を言わせていただきたい。現在の計画の取り組みを見ると、いろいろと複雑になりすぎているので、計画の大枠から作り直す必要があると感じている。特に基本方針３番の「消費者被害の救済体制の強化」

の中の施策目標で「消費者被害の防止」とあるが、結局は消費者側への自立支援と事業者側への指導ということになり基本方針1番と2番の内容と重複してくる部分がある。このあたりをもっとわかり易く、現実に則して改めていければと考えている。

他にご意見等はあるか。

本日は委員の皆様顔合わせと情報提供ということであり、次回から実質的な審議に入ることになるのでご意見等をよろしくお願ひしたい。

(4) その他

(白石委員長) その他について、皆様からご意見等はないか。

事務局から連絡すべきことはあるか。

(事務局) 次回の会議は10月9日(金)の午前中を予定している。確定次第、委員の皆様にお知らせする。内容としては、次期計画の第1次素案について、現計画からの変更点や追加点を中心に説明させていただき、それについて審議いただく予定なので、よろしくお願ひしたい。

本日の会議録については、調整が済み次第、委員の皆様にお送りしてご確認いただき、皆様からいただいたご意見を基に修正したものを、次回の会議時に承認を得たいと考えている。

(白石委員長) これで本日の議事はすべて終了したので、進行を事務局へお返しする。

○閉会

(事務局) 以上をもって第1回下野市消費生活検討委員会を閉会する。